

新旧対照表（令和 8 年度高知県自立支援教育訓練給付金事業実施要領）

改正後	改正前
高知県自立支援教育訓練給付金事業実施要領 1 ～ 2 （略） 3 定義 この要領において自立支援教育訓練給付金とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号。以下「法」という。）第 31 条第 1 号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第 31 条の 10 において準用する法第 31 条第 1 号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金をいう。<u>ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和 39 年厚生省令第 32 号）第 6 条の 5 に規定する教育訓練受講中に現に扶養する児童が 20 歳に到達する者（9（6）に規定する交付方法の特例に係る場合においては現に扶養する児童が 20 歳に到達した後も引き続き同内容の教育訓練を受講する者を含む。）に支給される給付金についても本要領上の自立支援教育訓練給付金を含む。</u> 4 対象者 要綱第 3 条第 1 号の「実施要領に掲げる要件」は、次に掲げるとおりとする。なお、令和 6 年 8 月 29 日までに教育訓練講座の指定を受けたものに係る受給要件については、（1）の規定は、適用しない。 （1）「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。 （2）給付を受けようとする者の就業経験、技能若しくは資格の取得状況又は労働市場の状況等から判断して、当該教育訓練を受けさせることが適職に就くために必要であると認められる者であること。 <u>また、ひとり親家庭の自立に向けた後押しが途切れることのないよう、指定を受けた教育訓練受講中に児童が 20 歳に到達した場合も、講座の受講修了までは対象者に含めるものとする。</u> （後略）	高知県自立支援教育訓練給付金事業実施要領 1 ～ 2 （略） 3 定義 この要領において自立支援教育訓練給付金とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号。以下「法」という。）第 31 条第 1 号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第 31 条の 10 において準用する法第 31 条第 1 号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金をいう。 4 対象者 要綱第 3 条第 1 号の「実施要領に掲げる要件」は、次に掲げるとおりとする。なお、令和 6 年 8 月 29 日までに教育訓練講座の指定を受けたものに係る受給要件については、（1）の規定は、適用しない。 （1）「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。 （2）給付を受けようとする者の就業経験、技能若しくは資格の取得状況又は労働市場の状況等から判断して、当該教育訓練を受けさせることが適職に就くために必要であると認められる者であること。

改正後	改正前
5～7 (略) 8 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続 (1) 受給要件の審査及び対象講座の指定 訓練給付金を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について別記第1号様式による高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金(自立支援教育訓練給付金)受講対象講座指定申請書(以下「対象講座指定申請書」という。)に必要書類を添えて<u>受講開始日以前</u>に知事に提出し、受講開始前にあらかじめ、教育訓練講座の指定を受けなければならない。 (2)～(4) (略) (5) 対象講座指定申請書の提出期限 訓練給付金を受けようとする者は、対象講座指定申請書を受講開始日以前に提出しなければならない。 <u>(5)</u> 受給要件の審査に係る留意事項 ア 過去に自立支援教育訓練給付金を受給している者の取扱いについて 訓練給付金は、原則として、過去に給付を受けた者には交付しないこととするため、受給要件の審査にあたっては、過去の受給の有無について確認する。 イ 類似制度による支援を受けている者の取扱いについて 過去に教育訓練給付金を受給した者、要綱第4条第2号に掲げる訓練促進給付金又は修了支援給付金を受給した者、求職者支援制度による職業訓練受講給付金を受給した者についても、こうした他制度における受給状況を十分聴取して、本事業の利用が資格取得又は適職への就職に真に結びつくと思えられる場合は、交付することができる。他制度における受給状況を聴取し、参考として受給要件の審査をする。 ウ 教育訓練給付金の受給資格の確認について 訓練給付金の交付を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在において教育訓練給付金の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握した上でなお確認が必要な場合は、住居所を管轄する公共職業安定所が発行する教育訓練給付金支給要件回答書によって確認する。	5～7 (略) 8 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続 (1) 受給要件の審査及び対象講座の指定 訓練給付金を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について別記第1号様式による高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金(自立支援教育訓練給付金)受講対象講座指定申請書(以下「対象講座指定申請書」という。)に必要書類を添えて知事に提出し、受講開始前にあらかじめ、教育訓練講座の指定を受けなければならない。 (2)～(4) (略) <u>(5) 対象講座指定申請書の提出期限</u> <u>訓練給付金を受けようとする者は、対象講座指定申請書を受講開始日以前に提出しなければならない。</u> <u>(6)</u> 受給要件の審査に係る留意事項 ア 過去に自立支援教育訓練給付金を受給している者の取扱いについて 訓練給付金は、原則として、過去に給付を受けた者には交付しないこととするため、受給要件の審査にあたっては、過去の受給の有無について確認する。 イ 類似制度による支援を受けている者の取扱いについて 過去に教育訓練給付金を受給した者、要綱第4条第2号に掲げる訓練促進給付金又は修了支援給付金を受給した者、求職者支援制度による職業訓練受講給付金を受給した者についても、こうした他制度における受給状況を十分聴取して、本事業の利用が資格取得又は適職への就職に真に結びつくと思えられる場合は、交付することができる。他制度における受給状況を聴取し、参考として受給要件の審査をする。 ウ 教育訓練給付金の受給資格の確認について 訓練給付金の交付を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在において教育訓練給付金の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握した上でなお確認が必要な場合は、住居所を管轄する公共職業安定所が発行する教育訓練給付金支給要件回答書によって確認する。

改正後	改正前
<u>(76)</u> 対象講座について 対象講座とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする講座が当該母子家庭の母又は父子家庭の父を適職に就かせる観点から適当であるかも含め審査を行うこととし、必要に応じて講座の変更を助言する等の確な支援を行うものとする。 <u>(77)</u> 受講対象講座の変更について 指定を受けた受講対象講座の内容を変更する場合は、別記第3号様式による自立支援教育訓練給付金受講対象講座変更申請書を受講開始日以前に提出し、承認を受けなければならない。ただし、受講修了予定日のみの変更については、この限りでない。 9～11 （略） 附則（略） <u>附則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この要領は、令和8年8月6日から施行し、同年4月1日から適用する。</u>	<u>(7)</u> 対象講座について 対象講座とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする講座が当該母子家庭の母又は父子家庭の父を適職に就かせる観点から適当であるかも含め審査を行うこととし、必要に応じて講座の変更を助言する等の確な支援を行うものとする。 <u>(8)</u> 受講対象講座の変更について 指定を受けた受講対象講座の内容を変更する場合は、別記第3号様式による自立支援教育訓練給付金受講対象講座変更申請書を受講開始日以前に提出し、承認を受けなければならない。ただし、受講修了予定日のみの変更については、この限りでない。 9～11 （略） 附則（略）